

死生懇話会 YouTube チャンネル利用要領

(目的)

第1条 この要領は、企画調整課が「死生懇話会」および「死」「生」に関する取材内容等の情報について動画共有サービス YouTube を利用して発信するために、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) YouTube Google LLC がインターネットにおいて提供する動画共有サービスをいう。
- (2) アカウント YouTube 上において動画を管理するために取得した権利およびユーザー名をいう。
- (3) 公式アカウント 企画調整課が管理するアカウントをいう。
- (4) 公式チャンネル 公式アカウントで管理され、企画調整課の動画が掲載されているチャンネルをいう。

(運用管理者)

第3条 公式アカウント、公式チャンネルの運用管理は企画調整課長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式アカウント、公式チャンネルの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) YouTube 上への情報の掲載および削除等の承認、指示
- (2) ユーザー情報やパスワード等の管理
- (3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
- (4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

(投稿者)

第4条 公式チャンネルへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。

(掲載内容)

第5条 公式チャンネルでは次に掲げる情報を提供する。

- (1) 死生懇話会に関する情報
- (2) 「死」「生」に関する取材内容に関する情報
- (3) その他運用管理者が適当と認めるもの

2 企画調整課が別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

(禁止事項)

第6条 公式チャンネルでは、次の各号に該当する利用者からのコメントおよび投稿（以下、「コメント等」という。）を禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの

- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
- (4) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの
- (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
- (8) 虐待や事実と異なる内容を含むもの
- (9) わいせつな表現を含むもの
- (10) 掲載記事と無関係なもの
- (11) (1)から (10) までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
- (12) その他、運用管理者が不適切と判断するもの

2 利用者からのコメント等について、運用管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメント等の投稿者に断りなく、コメント等の全部または一部を削除する。

(著作権)

第7条 公式チャンネルに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

(アカウント運用者の明示)

第8条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザー名等を滋賀県ホームページ上に明示する。また、公式アカウントの自己紹介欄には、企画調整課が定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」が閲覧できるアドレスを表記する。

(免責事項)

第9条 滋賀県は、公式チャンネルに投稿された利用者からのコメント等について、一切の責任を負わない。

2 滋賀県は、コメント等の投稿者間、もしくはコメント等の投稿者と第三者間のトラブルによって、コメント等の投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は企画調整課長が別に定める。

付則

本要領は令和3年3月22日から施行する。